

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行います。

今議会では、教育長の教育方針についてと産業廃棄物処理施設についての2点お伺いいたします。

最初に、教育長の教育方針について質問を行います。

前回の第3回定例会において津田新教育長が任命され、約3か月が経過しました。津田教育長は、長年にわたり、教育行政、専門職の経験者であり、今までの経験を十分に生かされ、本市の教育行政に取り組んでいただいているものと考えています。本市教育委員会では、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした教育行政の目標や、施策の基本方針となる岩出市教育振興基本計画を策定し、教育行政の推進に努められています。

また、毎年、運営方針である主要施策を策定し、令和5年度は学力向上と感染リスクを踏まえた教育活動の推進と掲げ、事務事業に取り組まれています。これらの方針は、前教育長が出した方針であります。もちろん教育長が替わっても、以前からの方針は受け継がれ、市長部局とともに連携を図っていくものであり、方針が変わることはないと思っておりますが、教育長が替わることで、本市の教育にも今後変化をもたらすものだと考えています。

そこでお尋ねいたします。本年第3回定例会で、教育委員会教育長の任命、議案の審議に際して、当日、津田教育長の出席がかなわなかったため、副市長から就任に当たっての所信表明が読み上げられました。重複する箇所もあるかと思いますが、教育長、就任後の方針をお伺いいたします。

次に2点目として、前教育長は、本市教育委員会で教育部長として執務をしていた現職からの教育長であり、今までの行政マンとしてのノウハウを生かしながら、普通教室へのエアコン設置、トイレの洋式化、ICT機器の導入など、教育環境の整備に取り組まれ、またコロナ禍では、児童生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう対策が進められてきました。

また、新型コロナウイルス感染症は、現在5類に移行しましたが、以前は児童生徒も多く罹患し、学校閉鎖や学級閉鎖となるなど、教育現場は気苦労が多く、大変な時期もあったと聞いています。今後も、未来ある子供たちが、岩出市に住んでよ

かった、住み続けたいと思えるような教育に取り組んでいただきたいと思います。そして、教職員の働き方改革についても、これまで県市教育委員会や学校の努力により一定の成果が上げられているものと考えています。

そこでお尋ねいたします。アフターコロナ、ウィズコロナの時代となり、今後、本市の教育現場を預かる教育長として、教職員の働き方改革を含めた学校現場への取組はどのように行おうと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、教育長に就任後、前教育長からの引継ぎや、部長、課長等から、現在行っている事務事業の概要説明などを受け、本市教育委員会の現状を把握されたことと思います。

そこでお尋ねいたします。津田教育長は、本市教育委員会での重要課題や解決すべき事項を何と捉え、また、それを今後どのように取り組んでいこうと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 おはようございます。令和5年第3回定例会における所信聴取の折には出席できず、申し訳ございませんでした。今回、福岡議員から答弁の機会をいただきましたので、改めて私の考えを述べさせていただきます。

福岡議員ご質問の1番目、教育長の教育方針についてお答えいたします。

教育行政は、広い視野を持ち、教育の本質を見失うことなく、不易の部分とスピード感を持って時代に対応していく流行の部分をしっかり見極めて取り組んでいくことが必要であり、直面する様々な課題に迅速に対応するとともに、今の子供たちが社会に出て活躍する10年後、20年後を見据えて取組を進めていくことが重要であると考えております。

教育は、生涯学習、学校教育、スポーツ、文化芸術、文化遺産など、大変幅広く、市民の皆様一人一人に関わることばかりであります。学校教育では、子供たちが安全・安心な学校生活を送り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知徳体」を基盤としたこれからの時代をたくましく生き抜く人間としての総合力を育成することが必要であります。そのためには、市行政内部での協議を重ね、意思の疎通を行うことにより、教育行政、教育政策の推進を図り、岩出市の教育、文化、スポーツの振興に尽力してまいります。

次に、2点目の働き方改革を含めた学校現場への取組につきましては、教職員の確保に努めてまいります。加配教員や産休・育休取得者の代替教員をはじめ、不登

校支援員や教員業務支援員など、学校運営に1人でも多くの人材が関われるよう、県教育委員会に要望してまいります。

3点目の重要課題や解決すべき事項につきましては、不登校対策と土・日の中学校部活動地域移行が上げられます。不登校対策といたしましては、本年度2学期より駅前ライブラリー2階に移転した教育支援センター「フレンド」の開室内容を充実させ、より多くの不登校児童生徒のニーズに対応してまいります。

加えて、一部の学校に校内教育支援センターを開設できるよう、県教育委員会と協議をしてまいります。

中学校部活動地域移行につきましては、生徒、教員、保護者の意向を把握するためのアンケート調査を実施し、現状で移行が可能と思われる部活動について、関係者と協議をしてまいります。どちらの課題につきましても、容易に解決できる問題ではありませんので、的確に状況把握を行いながら、継続的に取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 教育長から今後の教育委員会の方針等についてご答弁いただきました。岩出市教育振興基本計画では、笑顔があふれるまちづくりを目指して、教育行政に取り組み、また本計画に掲げる施策の基本的な目標として、心豊かな人が育つまち、生涯学習できるまち、人権が尊重されるまちの3項目を掲げられ、それぞれの目標達成を目指すとされています。そのためにもぜひ津田教育長におかれましては、今までの教育行政の経験を存分に発揮していただき、さらなる本市の教育行政の推進に努めていただくよう、よろしく申し上げます。答弁は結構です。

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、産業廃棄物処理施設について質問を行います。

本市は北部に緑豊かな和泉山脈が東西に連なり、南部には大台ヶ原を水源とする清流紀の川が東西に流れ、自然と景観に恵まれたまちであり、貴重な財産であるかけがえのない自然をより豊かで恵みのあるものとして、将来の世代へと継承していかなければなりません。

こうした状況の中、令和4年度では、根来地内に産業廃棄物処理施設の建設に関する申請が県に提出されたことに伴い、地元住民等が設置に反対していることから、

当市議会において、令和5年3月16日、産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書を全会一致で採択し、県知事に提出しています。その後、3月22日の本会議の冒頭で、市長から産業廃棄物処理施設の設置の申請については取り下げになったことを報告いただきました。

また、令和5年第1回定例会では、産業廃棄物処理施設に反対する都市宣言に関する決議を全会一致で可決し、令和5年3月20日に、市において都市宣言を行っています。そして、令和5年第3回定例会では、岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例を制定するなど、地域における健全な生活環境の維持向上に努められています。

そこで4点お尋ねいたします。1点目、通常、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と建築基準法第51条による許可申請が必要になるかと思いますが、それぞれの申請日と取下げ日はいつになっているのでしょうか。また、申請が取り下げられた理由について、お伺いいたします。

次に2点目として、都市宣言をより強固なものとするため、先ほども申し上げましたが、岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例を制定し、10月6日から施行しています。しかし、条例の法的限界について、憲法94条では、法律の範囲内で条例を制定することができると明記されています。

そこでお尋ねいたします。岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例については、どこまで効力を有するのか、お伺いいたします。

次に3点目として、市では都市宣言を行い、市役所北側と総合体育館東側に立て看板を設置するとともに、市ウェブサイトなどで啓発に努められており、また、先日開催された市政懇談会でも市民に説明されていました。この都市宣言や、岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例を制定したことは、県に対して申し添えていただいているものと思っています。

そこでお尋ねいたします。本市が制定した都市宣言や、岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例について、それぞれ県の見解はどうだったのでしょいか、お伺いいたします。

次に4点目として、従来から産業廃棄物処理施設設置の申請書については、県に提出され、その後、県が関係市町村長に対し、支障の有無について意見を聞くことになっていると思います。しかし、市政懇談会での説明では、市の条例制定に伴い、県に申請書を提出する前に、市に事業計画書を提出することや、関係住民に対しての説明会の開催、関係住民からの意見対応。環境保全に関する協定の締結が必要と

されてきました。

そこでお尋ねいたします。条例制定に伴い、申請方法が変更になると思いますが、条例の法的限界もありますので、県においては、計画事業者に対し、本市の条例に寄り添った指導を、特に環境保全に関する協定の締結を行うことなど、どこまで指導していただけるのか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員ご質問の2番目、産業廃棄物処理施設についての1点目についてお答えします。

令和4年4月27日付で、産業廃棄物許可申請等に係る事前調査書が県に提出されておりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理施設の許可申請ではないため、同法に基づく取下げはありません。なお、取りやめた理由につきましては、市議会で採択された産業廃棄物処理施設設置に反対する意見書や、産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言及び住民の安心・安全な生活環境の保全への願いに対して理解を得られたことであると考えております。

次に、2点目の産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例は、どこまで効力を有するのかについてお答えします。

議員ご質問のとおり、条例は法律の範囲内で条例を制定することができることされており、ここでは廃棄物の処理及び清掃に関する法律が上位の法律であり、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例は、同法の範囲を超えるものではなく、産業廃棄物処理施設の設置を禁止するものでもありません。しかしながら、この条例において、事業者は、法に基づく申請前に市に事業計画書を提出することとしており、関係住民に対する説明会の開催や意見に対する対応などが必要となり、関係住民に対して、産業廃棄物処理施設の設置に関する情報を提供しなければなりません。また、事業者は、関係住民の立場を尊重するとともに、互助の精神を持って自主的に解決するよう努めなければならないとされており、同条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に有効であると考えております。

3点目の県の見解につきましては、産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言及び岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例により、市の産業廃棄物処理施設設置に対する考え方は理解するが、事業者から県に申請があった場合、法に基づく許可の基準等の規定に適合しているものであれば、許可をせざるを得ないとの見解です。

4点目の条例制定後、県はどこまで指導していただけるのかにつきましては、条例は市が制定したものであり、県としては指導する立場ではなく、先ほどもお答えしたとおり、法に基づき、許可の基準等の規定に適合しているものであれば、許可せざるを得ないとのことでした。

なお、市といたしましては、許可権者である県に対して、市も定期的に巡回パトロールを行うなどにより、適正に保管管理されているか監視に努めるが、県においても適正に監視するとともに、地域住民等からの通報や苦情があった場合、速やかに現場を確認され、違反行為があった場合は、適正に対応されるよう要望しております。

○田中議長 事業部長。

○田村事業部長 1点目の建築基準法の関係についてお答えいたします。

当該施設における建築基準法の対象建築物につきましては、処分業に使用する破砕機の設置であり、和歌山県では、移動式であっても建築物とみなし、建築許可の対象となります。建築許可につきましては、建築基準法第51条ただし書きの規定により、和歌山県都市計画審議会の議を経て、許可権者である和歌山県から設置意思の許可を得る必要があります。このことから、本件につきましても、産業廃棄物許可申請等に係る事前調査書の意見を受け、令和5年2月6日付で、和歌山県知事に対し、事業者から建築許可の申請が行われましたが、事業計画の見通しが立たなくなったという理由により、翌月の3月8日に許可申請の取下げ願が提出されてございます。

なお、それ以降、建築基準法に対する申請は行われてございません。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点、再質問させていただきます。

1点目として、今回、一般質問を行うに際して、私なりに計画地であったと思われる土地を見てきました。付近には県緑花センター、根来山げんきの森や根来公園墓地、隣接には本市の水道タンクが設置されており、また前面の大型農道から現地が見えなく、広大な山の中であり、何を設置されても分からない場所であると感じました。

そこでお尋ねいたします。今回、計画を断念した土地について、現在、市において現地の確認をされていると聞きましたが、再度もう一度伺いいたします。

次に2点目として、今回、計画が取りやめた土地は、先ほどの廃掃法及び建築基

準法以外の申請は提出されていなかったのでしょうか。

次に3点目として、先ほども申し上げましたが、事業計画書や関係住民に対しての説明会の開催、関係住民からの意見対応、環境保全に関する協定の締結等で、1つでも対応できない場合、県は申請書を受理しないのか、再度お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず1点目、市は現地を確認しているのかという部分につきましてお答えします。

市の不法投棄パトロールや地域で組織する生活環境連絡協議会による環境パトロールにより、定期的に巡回パトロールに努めております。また、先ほどもお答えしたとおり、県に対しても適正な監視の要望を行っております。引き続き定期的な巡回パトロールに努めてまいります。

2点目の廃掃法、建築基準法以外の申請は提出されていないのかにつきましては、県に問い合わせたところ、廃掃法、建築基準法以外の申請は提出されていないと伺っております。

3点目、県は条例をクリアできない場合、県は申請を受理しないのかについてお答えします。

繰り返しになりますが、先ほどもお答えしたとおり、事業者から県に申請があれば受理し、法に基づく許可の基準等の規定に適合しているものであれば、許可せざるを得ないとのこと。あとは許可権者である県の良識に任せることとなります。

○田中議長 再々質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点、再々質問させていただきます。

現在、現地の確認をされているということで一安心いたしました。今後も市においては市民の感情に寄り添っていただくためにも、月に一度でも結構ですので、現地の確認を行っていただきたいと思いますが、市の見解を再度お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 今後も定期的にパトロールを行ってくれるのかということで、引き続き市の不法投棄パトロールや、地域で組織する生活環境連絡協議会環境パトロールなど、定期的に巡回パトロールを行ってまいります。

○田中議長　これで、福岡進二議員の２番目の質問を終わります。

　　以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。